

加茂市、新潟経営大学及び新潟中央短期大学の連携に関する協定書

加茂市（以下「甲」という。）、新潟経営大学（以下「乙」という。）及び新潟中央短期大学（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 教育、文化及び人材育成に関すること。
- (2) 産業、観光及びまちづくりの振興に関すること。
- (3) 福祉、保健、スポーツ及び健康増進に関すること。
- (4) 自然、環境及び防災対策の推進に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 人口減少対策に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

（細目）

第5条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定書は3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和元年11月22日

甲 加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市長

藤田明美



乙 加茂市希望ヶ丘2909番地2

新潟経営大学学長

塙峰生



丙 加茂市希望ヶ丘2909番地2

新潟中央短期大学学長

石井勝見



（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙及び丙で構成する連携協議会を設置する。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。